

## 広報しかべ12月号の訂正について

広報しかべ12月号の5ページ「年末年始の休業のお知らせ」の表の中で、いこいの湯は1月8日（月）が営業日となっていました。正しくは休業日でした。お詫びして訂正いたします。

施設名	令和5年12月			令和6年1月								
	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
いこいの湯	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	<u>×</u>	○

○ = 通常業務日      × = 休業休館日

▼お問い合わせは、役場民生課住民係（7-5290）へ。

事業系ごみの処理に  
ご注意を！

ゴミの適正な分別・処理にご協力ください

町内では過去に大量のロープ等がゴミステーションに捨てられていました。

会社やお店のほか、自営業や漁業等から出るゴミは『事業系ゴミ』となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務づけられています。

事業系ゴミを処理する際には、自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

▼お問い合わせは、役場民生課生活環境係（7-5290）へ。



### 【11月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 74.37 t  
 （昨年度同月回収量77.62 t 4.18%減）  
 内訳 焼却処分 55.14 t  
 リサイクル 14.34 t  
 埋立処分 4.89 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

**鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！**

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役か1千万円以下の罰金を科せられます（併科の場合あり）。